付録三

附属書七 最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

与 こ 関 利 え と 連 用 A	従って検討される。質易の自由化に関する質易の自由化に関する	の登録を行うことができる外国の会社に対 サービス (注) に関連するサービスを含 せ。)を提供するための事業の許可又は政 が。)を提供するための事業の許可又は政 がの登録を行うことができる外国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様	ビス
ものではない。 情報であり、約束の一部を構成する 注 この欄の記述は、明瞭性のための	免除の期間	概要	分野

ス漁業	エネ	
ス 漁業に関連するサービ	エネルギー・サービス	
日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、非締約国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 は、水産資源の採取を伴わない調査 は、漁獲物の保蔵及び加工 は、漁獲物の保蔵及び加工	恵的な待遇を与えることができる。 て、非締約国のサービス提供者に対して特に基づくサービスの提供を除く。)についい基づくサービスの提供(第五十・一条収価の規定サービスの提供(第五十・一条収価の規定	取卸し 助 日本国の港における貨物の積込み又は 又は禁止することができる。
無期限	無期限	
漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。	を確保する必要がある。	